平成２６年（フ）第６０号
香川県丸亀市田村町498番地
債務者　松井千加子（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後３時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１３５０号
名古屋市南区平子２丁目22番５号　ハミング平子203号、従前の住所名古屋市南区豊３丁目40―19　レオパレスＴ―ＷＥＳＴ304
債務者　園田　　淳
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５２号
神戸市中央区下山手通８丁目15番１―201号、従前の住所神戸市中央区元町通３丁目17番６号　長良計方
債務者　細川　正人
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０７号
神戸市須磨区明神町２丁目４番12号
債務者　大内やよい
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１３号
神戸市東灘区本山中町３丁目４番20号　アルカサル202号
債務者　濱田　辰弥
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４１号
神戸市長田区駒ケ林町１丁目３番14号　丸山文化202号、従前の住所神戸市長田区川西通４丁目108番地の８
債務者　源　　秀明
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８号
熊本県荒尾市下井手193番地188
債務者　吉田　智裕
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第４２５号
仙台市宮城野区燕沢１丁目22番37号　シティハイツ６―201
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５１０号
仙台市青葉区堤通雨宮町６番32―202号
債務者　荻原　華子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
秋田県男鹿市船川港船川字化世沢121番地
債務者　田牧タキ子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６８号
秋田市新屋栗田町21番１―201号
債務者　菊田亜沙美
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２５号
茨城県坂東市借宿477番地１
債務者　柳橋　秀男
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１２６号
茨城県坂東市借宿477番地１
債務者　柳橋　とみ
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１２７号
茨城県坂東市借宿477番地１
債務者　柳橋　博之
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第４５９号
千葉市花見川区畑町453番地１
債務者　山本　　潤
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４７３号
千葉市花見川区畑町453番地１
債務者　山本　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４８２号
千葉県船橋市湊町３丁目15番６号　光マンション207号
債務者　舘林　尚子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係